

守山市教育委員会会議録

令和6年第1回定例会
(令和6年1月25日)

守山市教育委員会

令和6年第1回守山市教育委員会（定例会）会議録

○ 日 時 令和6年1月25日（木）
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時30分

○ 場 所 守山市役所2階 防災会議室B

○ 出席委員等 教育長 向 坂 正 佳
委 員 福 田 正 悟 委 員 吉 田 郁 雄
委 員 里 内 緑 委 員 高 倉 直 子

○ 説 明 員
教育部長 飯 島 秀 子 教育部理事 筈 井 亨
教育部次長 川 上 かよ子 教育部次長 池 田 あづさ
教育部次長 寺 井 信 義 教育総務課長 西 藤 安 彦
学校教育課長 地 石 玲 子 保育幼稚園課長 遠 山 純 一
保育幼稚園課幼保指導担当課長 吉 澤 有 里 社会教育・文化振興課長 横 山 勇 一
図書館長 松 本 孝 子 人事課係長 徳 野 正 典

教育長	<p style="text-align: right;">(開会：午後1時30分)</p> <p>只今、定足数に達しておりますから、これより令和6年第1回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>それでは、これより本日の議事日程により進めます。</p> <p>日程第1、令和5年第12回教育委員会定例会会議録の承認について、ご意見等はありませんか。</p>
吉田委員	<p>10ページが一番上、「長らく使用していますよ」だけでは前後の文脈がわかりません。</p>
高倉委員	<p>速野小学校がいつから使っていたのかという私の発言の流れを受けてですね。</p>
吉田委員	<p>ではその会話では、長らくというのは昔から使っているという意味合いですね。</p> <p>記録としては「かなり以前から使用していますよ」のほうが分かりやすいですね</p>
教育部長	<p>そうですね。括弧して「ランリュックを」と分かるように入れて、「かなり以前から使用していますよ」に修正させていただきます。</p>
教育長	<p>他いかがですか。よろしいですか。</p> <p>無いようでありますので、令和5年第12回教育委員会定例会の会議録は、異議がないものとして、承認いたします。</p> <p>次に、日程第2、教育長の業務報告をいたします。</p> <p style="text-align: center;">【教育長 業務報告】</p>
教育長	<p>只今の業務報告につきまして、ご質問等ありませんか。</p>
里内委員	<p>1月18日に小津小学校で開催されました道徳教育研究発表大会中間発表について、今後は本発表を予定していますか。</p>
学校教育課長	<p>本発表は来年度11月27日に予定しております。</p>

里内委員	参加させていただくことはできますか。
学校教育課長	はい、よろしくお願いいたします。
教育長	他にございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、無いようでありますので、これで教育長の業務報告を終わります。 次に、日程第3、報告事項に移ります。 「守山市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について」を、教育総務課長から説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の説明について、ご質問等ございませんか。
里内委員	別表1は調理員、別表2は用務員ということですが、調理員は外部委託されていると思います。市の職員として何人いらっしゃいますか。
教育総務課長	調理員は外部委託しておりますので、市が直接雇用している職員はおりません。用務員は市の職員が1名います。
吉田委員	毎年この時期に、守山市技能労務職員の給与改正があるのですか。
教育総務課長	人事院勧告を受けまして、その都度、必要な改正をしております。
吉田委員	この時期は技能労務職員の改定だったということですか。
教育総務課長	そうでございます。11月の定例会では、12月守山市定例会に諮る守山市職員の給与改正の条例案について説明させていただき、市議会で同意をいただいたことを受け、今回技能労務職員の給与に関する規則を遡って改正したという報告をさせていただきます。
高倉委員	調理員は0名ということですが、別表に定められているということは今後雇う予定があるということですか。 また、用務員1名ということは、他の学校には用務員がないという

	<p>ことですか。それとも外部委託されているのですか。</p>
教育総務課長	<p>今後、正規職員の調理員を採用する予定はございません。</p> <p>また、用務員につきましては、正規職員が勤務していない学校は、会計年度職員を雇用して対応しております。</p>
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、次に「守山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について」を、教育総務課長から説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p>
高倉委員	<p>再度、簡潔に説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴いまして、本市職員の給与においても勤勉手当の成績率を 100 分の 200 から 210 に上げたものでございます。一旦、令和 5 年 12 月分に 6 月分を含めて改正したものでございますので、令和 6 年 4 月 1 日より第 2 条で 6 月分と 12 月分の平準化を図るため、100 分の 210 を 100 分の 205 と改めるものでございます。</p>
高倉委員	<p>もう少しわかりやすく説明いただけますか。</p>
教育部長	<p>人事課に確認して参ります。</p>
教育長	<p>それでは、「守山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について」および「守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」は順番を変えて後程報告させていただきます。</p> <p>先に、寄付採納一覧について、教育委員会関係行事等について、および教育委員会の日程等についての説明は省略いたしますが、この件についてご質問等ございませんか。</p>
里内委員	<p>寄付採納の 14 番および 15 番について確認ですが、14 番は実行委員</p>

	<p>会からの寄付で、15 番は委員長個人からの寄付ということでの認識でよろしいでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>はい、そのとおりです。</p>
吉田委員	<p>2 月 14 日の教育研究発表大会について 14 時開始ということによろしいですね。</p>
教育長	<p>はい。</p>
吉田委員	<p>3 月 3 日のファミリーマラソン大会について、レーススタートは 9 時ということですか。準備体操や挨拶等はその前にされるということですか。</p> <p>12 月の「あわてんぼうのサンタがおうちにやってきたあ〜！2023」の時は日程に 16 時と記載されていたため、16 時に伺いましたが、スタートが 16 時で出発式が終わっていました。</p>
里内委員	<p>出発式は 15 時からでした。</p>
社会教育・文化 振興課長	<p>申し訳ございませんでした。</p>
教育長	<p>ファミリーマラソン大会は、9 時からウォーミングアップ、9 時 15 分から開会式、9 時 30 分にレーススタートとなっています。</p>
吉田委員	<p>9 時までに現地に行っていればいいということですね。</p>
教育長	<p>はい。変更がありましたら、またご連絡を差し上げます。</p>
教育部長	<p>出席依頼については依頼文をお送りさせていただいておりますが、開催案内についても、詳細を確認して間違いのないようにお知らせさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。</p>
高倉委員	<p>3 月の教育委員会臨時会は 4 日頃予定で、まだ決定ではないですよ ね。</p>

<p>教育部次長 (学校教育課担当)</p>	<p>県の発表を受けて、日程が決まりますので昨年度を目安とさせていただきます。会議時間としては30分程度を予定しておりますので、決まり次第ご連絡させていただきます。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>日時が決定するのはいつですか。</p>
<p>教育部次長 (学校教育課担当)</p>	<p>県には可能な限り早く伝えて欲しいとお願いしていますが、例年、出席依頼については、開催直前となっております。</p>
<p>教育長</p>	<p>臨時会の件については、決まり次第、すぐにお知らせいたしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>お待たせいたしました。それでは、「守山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について」および「守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」を人事課担当係長より説明させていただきます。</p>
<p>人事課係長</p>	<p>まず、守山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について、勤勉手当の成績率を100分の200の部分から100分の210に改めています。勤勉手当の成績率は、人事評価による成績を加味したものを手当に反映させるためのものです。国では勤務成績が「特に優秀な場合」と「優秀な場合」と「良好な職員の場合」と「良好でない職員の場合」という形で、4段階でそれぞれ勤務成績に応じて勤勉手当の成績率を決定しております。</p> <p>本市につきましては、人事評価をしているものの、それぞれの区分ごとに幅を持たせるのではなくて、一律で一定の基準を上限とする中で勤勉手当の成績率の設定をさせていただきますので、今回、この100分の200という中で設定していたものを、100分の210に改正をさせていただきますところになります。勤勉手当につきましては、6月期と12月期の年間2回、その勤務成績に応じた部分を反映したものを支給しているものになります。</p>
<p>教育長</p>	<p>実際の支給額で説明できますか。</p>
<p>人事課係長</p>	<p>5段階で評価をつけておりまして、行政職の課長級で言いますと成績が特に優秀な職員と成績が不十分な職員の差としましては16万9,118円の差が出ています。特に優秀な職員と良好な職員の差ですと、8万</p>

	4,559 円の差をつけて支給しているものになります。
高倉委員	民間企業における賞与査定ということですね。
教育長	はい。
高倉委員	100 分の 200 や 210 はどういうことですか。
人事課係長	<p>給料月額に対して、期間率と成績率を掛けて勤勉手当を出しています。期間率というのは 6 月から 12 月までの期間の勤務時間による割合です。成績率につきましては、100 分の 105 を標準とし、上限を 100 分の 200 で設定していたものが、100 分の 210 に今回改正させていただきました。</p> <p>今回、人事評価を基に算定した中で、管理職につきましては、特に優秀な職員の成績率を 100 分の 122.04 とし、実際には 100 分の 210 というところまでは達していない状況です。上限として規定をしているものですので、この中で運用しているものでございます。</p>
高倉委員	上限が 210 ということは、約 2 倍ということですが、上限まで支給できるケースはほぼないということですね。
人事課係長	はい。国の基準が 210 を上限にされていますので、当市も基準に沿って規定上は最大支給できるとしています。
高倉委員	今年度は一旦上げるが、4 月からはまた下げるということですよ。
人事課係長	そうですね。今年度は 8 月に人事院勧告が出ましたが、6 月の賞与は既に支給している状況でしたので、12 月に 6 月分を合わせて改正しております。12 月で一旦上げていますが、来年度は 100 分の 5 落とした形で平準化しますので、一旦上げて、また落とすという形になります。
高倉委員	分かりました。
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、次に「守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」を、教育総務課長から説明を求めます。</p>

教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の説明について、ご質問等ございませんか。
高倉委員	表の見方を教えてください。
人事課係長	<p>規則上の改正内容の表につきましては、抜粋しているものになります。改正内容は、例えば行政職が2級職から3級職に昇格する場合、昇格後の号給を決定する対応表を持っておりまして、今回、その対応表を改正しているというところです。</p> <p>人事院勧告によって給与改定がありまして増額ということになっておりますので、その部分を調整として各給料表の一部で級が変わる場合の対応先を1段階下げる等の改正をしています。</p> <p>例えば、別表第7(1)の行政職給料表昇格時降格対応表中の一番上に22とありますが、1級の54号から2級にわたる場合は、改正前は2級の22号になっていたものが今回の改正では2級の21号になります。</p>
教育長	3級、2級の意味を説明していただけますか。
人事課係長	採用されますと、まず主事や主事補という形で役職ごとに業務に応じて級が振られ、それに従って給料月額が決定しております。新規採用職員ですと1級の29号から始まり、年数を重ねるにつれて、次は2級という形で順に上がります。1級で経験を重ね、2級に昇格した号給の対応表が、今回改正されたというところです。
高倉委員	細くなったということですか。
人事課係長	そうですね。人事院勧告により給料月額が上がった代わりに、昇給した場合の上がり先の号給を1つ下げて、調整をしているというところです。先ほどの説明と重複しますが行政職員の場合ですと、1級の54号の場合、渡り先が2級の22号だったものが2級の21号になりますが、給料月額は若手ですと今回の改定で1万円ほど上がっておりますので、このことを踏まえ改正しております。
吉田委員	給料月額のベースが上がっているため、抑制が必要ということですか。

人事課係長	ね。
教育長	はい。
教育長	他にございませんか。
教育長	無いようですので、先ほど教育委員会の日程等についての説明は省略してご意見をお聞きしていたところでございますが、その件に関してまだ追加ございませんでしょうか。
事務局	これで、その他事項は終わりますが、他に事務局からありませんか。
事務局	ございません。
教育長	それでは、これをもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。
教育長	それでは、次回、令和6年第2回守山市教育委員会定例会は、2月20日(火)午後1時30分から守山市役所2階防災会議室Bにて開催しますので、よろしくお願いいたします。
[閉会 午後2時30分]	